

座間市平均額変動型最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、座間市が発注する入札のうち、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号。以下「規則」という。）第18条第2項に規定する最低制限価格を入札金額に基づいて算定する方法について、過度な低入札価格による受注を防止するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第2条 平均額変動型最低制限価格制度（以下「制度」という。）の対象とする業種は、競争入札に付する工事に伴う調査等の委託業務及び清掃、警備、保守管理等の委託について適用する。

(対象金額等)

第3条 制度の対象金額は、予定価格（税込み）50万円超とする。

2 制度を採用する案件の公表は、公告によるものとする。

(算定対象の入札)

第4条 この要領において「算定対象の入札」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び規則第3条の規定に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 条件付一般競争入札に付する案件ごとに定める入札参加資格のない者がした入札
- (3) 開札までの間に、前2号の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- (4) 規則第21条の規定に該当し、無効とした入札
- (5) 入札金額が予定価格（税抜き）を超えている入札
- (6) その他案件ごとに定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効とした入札

(平均額変動型最低制限価格の算定方法)

第5条 平均額変動型最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 算定対象の入札のうち予定価格（税抜き）の40%を乗じて得た額（以下「算定基準金額」という。）以上の入札が5者以上 算定対象の入札のうち、算定基準金額以上の入札を対象に算出した平均額（小数点以下第1位を四捨五入）に90%を乗じて得た額（小数点以下第1位を四捨五入）
- (2) 算定基準金額以上の入札が5者未満 算定対象の入札の全てを対象に算出した平均額（小数点以下第1位を四捨五入）に90%を乗じて得た額（小数点以下第1位を四捨五入）

2 前項の規定により決定した最低制限価格は、その決定後に無効となった入札があった場合においても、変更しないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、算定対象の入札が5者未満の場合は、最低制限価格を設定しない。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を設定した場合においては、予定価格（税抜き）と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。この場合において、前条第1項に該当したことにより算定基準金額未満の入札であっても、予定価格（税抜き）と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により最低制限価格を設定しなかった場合においては、予定価格（税抜き）以下の最低価格の入札者を落札者とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条、第5条及び第6条の規定は、平成29年4月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条、第5条及び第6条の規定は、令和4年4月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和4年5月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、令和4年5月1日以後に公告する入札について適用し、同日前

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

に公告した入札については、なお従前の例による。

2 改正後の規定は、令和6年4月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。